

網走市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



令和7年4月

目 次

1	網走市パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓をすることができる方	2
3	宣誓手続きの流れ	3
4	宣誓に必要な書類	5
5	受領証記載事項の変更	6
6	受領証の再交付・返還	7
7	自治体間連携	8
8	留意事項	9
9	よくある質問（Q&A）	10

1 網走市パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済的または物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを市長に対して宣誓し、市が受領証等を交付する制度です。

この制度により、法律上の婚姻のような法的な権利や義務が生じるものではありませんが、市が認めることをきっかけに社会的理解が促進され、誰もが尊重され多様な選択ができる社会の実現を目指します。

性的マイノリティ（性的少数者）とは

性自認（自分の性別についての認識）が戸籍上の性別と異なる方、性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別の指向）が異性愛のみではない方、性自認や性的指向が定まっていない方、持たない方などのことをいいます。

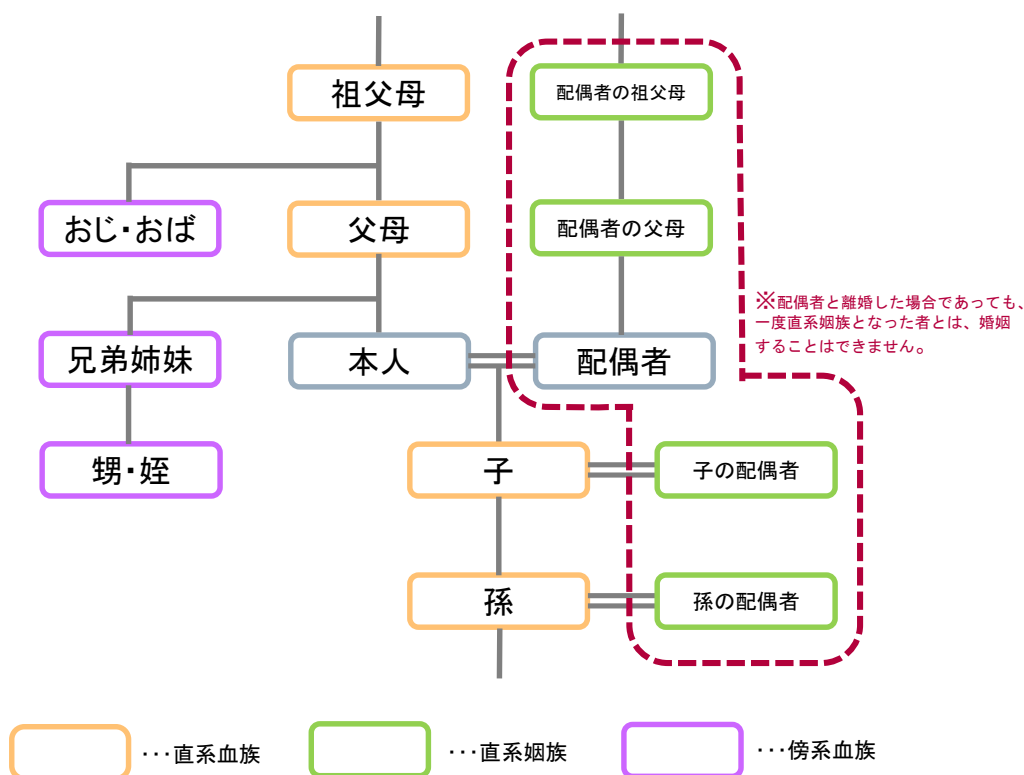
2 宣誓することができる方

制度を利用できる方は、以下のすべての項目を満たしている必要があります。

- (1) 一方または双方が性的マイノリティであること
- (2) 双方が民法で定める成年に達していること
- (3) 一方または双方が網走市内に住所がある、または網走市内への転入を予定していること
- (4) 双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと
- (5) 宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- (6) 双方が民法で定める婚姻をすることができない者同士の関係[※]（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）にないこと（双方の関係が養子縁組をしている場合を除く）

※ 民法で定める婚姻をすることができない関係

※ここに記載された続柄の方とは宣誓できません



3 宣誓手続きの流れ

① 事前予約

(宣誓の5営業日前まで)

② 宣誓

約1週間後

③ 受領証等の 交付

宣誓手続きには必ず予約が必要です。

宣誓の要件を満たしている方（2ページ「2 宣誓することができる方」参照）は、網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町のいずれの自治体でも宣誓、受領証等の受け取りができます。網走市以外の自治体で宣誓書を提出した場合でも、宣誓後に交付する「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証カード」は網走市が発行します。

網走市以外での手続きを希望される場合は、提出を希望する自治体へ直接、事前に予約を行ってください。

(1) 事前予約

宣誓を希望する日の5営業日前までに、直接窓口にお越しいただくか、電話または網走市公式サイトから予約をしてください。

◆窓口：網走市役所 4階 企画調整課企画係

◆電話：（0152）67-5380

（受付時間：平日8時45分～17時30分 年末年始を除く）

◆網走市公式サイト：<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/soshiki/2/9161.html>



《予約時にお伝えいただきたいこと》

- ① 宣誓希望日時（第3希望まで）
- ② 宣誓される方のお名前・ご住所
（通称名で宣誓される場合は通称名もお知らせください）
- ③ 代表の方の連絡先
- ④ 個室希望の有無
- ⑤ 受領証への子に関する記載の希望有無

※宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

※網走市公式サイトから予約された方は、宣誓日時、必要書類について後日ご連絡いたします。

(2) パートナーシップの宣誓

①予約した日時に、宣誓される方お二人で窓口までお越しください。

◆ 窓口： 網走市役所 4階 企画調整課企画係

※郵送・代理人からの宣誓は受け付けておりません。病気、障がい等により、お二人でお越しになるのが難しい場合はご相談ください。

②本人確認書類、必要書類（5ページ「4 宣誓に必要な書類」参照）を提出してください。

③必要書類を提出いただき、要件等を確認しましたら、職員立ち合いのもと、「パートナーシップ宣誓書」と裏面「パートナーシップ宣誓に関する確認書」をご記入いただきます。

※宣誓書等に自ら記入することができない場合は、両者の立ち合いのもと、他の一方の宣誓者または第三者が代書することができます。

④受領証等に、宣誓される方の一方または双方と同居し、かつ生計を一にする未成年の子（実子または養子）についての記載を希望する場合、「子に関する届出書」にご記入いただき必要書類とともに提出してください。

⑤宣誓後、受領証等の交付日時や受け取り方法についての調整を行います。

※窓口受け取り もしくは 郵送（簡易書留郵便）で交付します。

※宣誓書を提出した自治体以外（網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町のいずれか）の窓口でも受け取りができます。

※書類に不備や不足がある場合等は、追加の資料提出や宣誓日を延期する場合があります。

(3) 宣誓書受領証等の交付

交付日時にお二人それぞれに「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」、宣誓書の写しを窓口交付（または郵送）します。受領証等の発行には約1週間程度要します。

4 宣誓に必要な書類

①「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」

- ・ おひとり1通ずつ（同一世帯の場合は、世帯全員住民票1通で可）
- ・ 本籍、続柄、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です
- ・ 宣誓日前3か月以内に発行されたもの
- ・ 網走市へ転入を予定している方は「網走市へ転入を予定していることが分かる書類」も併せて提出してください。

（例）転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し 等

②「戸籍謄本」または「配偶者がいないことを証明する書類」

- ・ おひとり1通ずつ
- ・ 宣誓日前3か月以内に発行されたもの
- ・ 本籍地が網走市以外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は本籍地の自治体にご確認ください。
- ・ 外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など配偶者がいないことを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

③本人確認書類

◆1点の提示で足りるもの

公的機関が発行した本人の顔写真入りの書類

- （例）
- ・ 個人番号（マイナンバー）カード
 - ・ パスポート
 - ・ 運転免許証

◆2点以上の提示が必要なもの

氏名・生年月日・住所の記載のある公的機関が発行した書類

- （例）
- ・ 健康保険被保険者証
 - ・ 年金手帳（基礎年権番号通知書を含む。）
 - ・ 介護保険被保険者証 等

(通称名の使用を希望される場合)

④日常生活で通称名を使用していることが確認できる書類

- (例) ・社員証、学生証
・公共料金の請求書
・病院の診察券 等

(受領証にお子さんの氏名の記載を希望される場合)

⑤「宣誓する方とお子さんの関係が分かる書類」、「お子さんの年齢・同居していることが分かる書類」

- (例) 関係を証明できる書類・・・戸籍謄本 等
年齢・同居の証明書類・・・お子さんの住民票 等
※宣誓日前3か月以内に発行されたもの

5 受領証記載事項の変更

宣誓書に記載した内容や受領証等の記載事項に変更があった場合は、下記の必要書類をご持参の上、「パートナーシップ宣誓書受領証等変更届」を提出してください。

◎必要書類

- ・本人確認書類（5 ページ「4 宣誓に必要な書類」参照）
- ・交付済みの受領証、受領証カード
- ・（戸籍上の氏名変更の場合）戸籍謄本または戸籍上の氏名を証する書類
- ・（住所の変更の場合）住民票の写しまたは新住所を証する書類

手続き終了後、約1週間後に新しい受領証・受領証カードを交付（郵送）します。

6 受領証の再交付・返還

(1) 再交付

受領証等を紛失や毀損し、再交付を希望する場合は、下記の必要書類をご持参の上、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

◎必要書類

- ・ 本人確認書類（5 ページ「4 宣誓に必要な書類」参照）
- ・ 交付済みの受領証、受領証カード（紛失以外の理由で申請する場合）

手続き終了後、約 1 週間後に新しい受領証・受領証カードを交付（郵送）します。

(2) 返還

次に該当する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出いただくとともに受領証等を返還いただきます。

- ・ パートナーシップ関係が解消されたとき
- ・ 一方が死亡したとき
- ・ 双方が市外へ転出したとき（パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク加入自治体へ転出した場合を除く）
- ・ 宣誓の要件（2 ページ「2 宣誓をすることができる方」）に該当しなくなったとき

7 自治体間連携

(1) 自治体間連携ネットワーク加入自治体 (令和7年4月から)

◇ 受領証等の返還手続きを省略することができます。

市外へ転出するときは、原則、既に交付された受領証等を居住していた自治体へ返還し、転出先で新たに宣誓手続きをする必要があります。

ただし、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体へ転出する場合は、転出先自治体で継続手続きをすることにより、居住していた自治体への受領証等の返還および転出先での再宣誓が不要となり、転出先自治体の受領証等を受け取ることができます。

◎必要書類

〈網走市から転出する場合〉転出先自治体で手続きを行います。

- ・ パートナーシップ宣誓継続申告書（転出先自治体の様式）
- ・ 網走市から交付された受領証等 2名分
- ・ 住所の異動を証する書類 2名分
- ・ 転出先自治体が定める本人確認書類

※詳細は転出先自治体へお問い合わせください

〈網走市へ転入する場合〉網走市もしくは周辺4町で手続きを行います。詳しくは9ページ「(2) 東オホーツク定住自立圏」をご覧ください。

- ・ パートナーシップ宣誓継続申告書（網走市の様式）
- ・ 居住していた自治体から交付された受領証等 2名分
- ・ 住民票の写しまたは新住所を証する書類（住所異動の事実が分かる書類）2名分
- ・ 本人確認書類（5ページ「4 宣誓に必要な書類」参照）

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体は網走市公式サイトをご確認ください。

※受領証等の再交付・記載事項の変更・返還は、交付された自治体での手続きが必要です。

(2) 東オホーツク定住自立圏 (網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町)

網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町は、同一内容の要綱を制定し、互いに連携して運用できるよう連携協定を締結しています。

◇いずれの自治体でも各種手続きが可能です

◆対象手続き

- ・ パートナーシップ宣誓（受領証等の受け取り）
- ・ 受領証等記載事項の変更
- ・ 受領証等の再交付
- ・ 受領証等の返還
- ・ 住所異動時の継続申請

※お住まいの自治体以外でも、宣誓や再交付の申請は可能ですが、受領証等はお住まいの自治体から発行されます。受領証等発行まで約1週間程要します。

※網走市以外での宣誓手続きを希望される場合は、宣誓を希望する自治体へ事前の予約が必要です（3 ページ「3 宣誓手続きの流れ」参照）。

問い合わせ先

斜里町住民生活課住民活動係	☎0152-26-8312
清里町総務課総務グループ	☎0152-25-2131
小清水町町民生活課住民活動係	☎0152-62-4472
大空町まちづくり推進室地域戦略グループ	☎0152-77-8093

8 留意事項

虚偽や不正な方法により受領証等の交付を受けたことや、受領証を不正に使用したこと等が判明した場合、市は宣誓を無効とすることがあります。その場合は、直ちに受領証等を返還していただきます。

9 Q&A

Q パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

A 結婚は法律に基づき、法的な権利・義務が生じます。一方、パートナーシップ宣誓制度は、お互いが人生のパートナーであることを市に宣誓するもので、網走市の要綱に基づく制度であるため、法的な権利・義務は発生しません。

Q パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や宣誓書受領証・受領証カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく必要書類の発行手数料などは負担していただきます。

Q 同性同士のカップルしか宣誓できませんか？

A 要件を満たしていれば、戸籍上の性別を問わず宣誓できます。

Q 事実婚関係でもパートナーシップ宣誓制度を利用できますか？

A この制度は、生きづらさを抱えている性的マイノリティの方の困難の緩和を図るための制度でありますので、事実婚の方は対象としておりません。

Q 網走市に住んでいなくても宣誓をすることはできますか？

A 少なくとも一方が網走市内に住所があるまたは網走市内への転入を予定していることが要件となります。

Q 代理人や郵便で宣誓書の提出はできますか？

A お二人の意思を直接確認する必要があるため、代理人や郵便での宣誓書の提出はできません。事情により市役所へお越しになるのが難しい場合はご相談ください。

Q プライバシーは守られますか？

A 宣誓は必ず事前予約とし、ご希望の方には個室をご用意します。本人の同意なく第三者に情報を提供することはありません。

Q 受領証等に有効期限はありますか？

A 有効期限はありません。

Q 受領証等の再交付、記載事項の変更、返還の手続きの際も必ず二人で市役所へ行く必要がありますか？

A 再交付・記載事項の変更・返還の手続きは宣誓者のどちらか一方の方で行うことができます。ただし、パートナーシップ解消のために受領証等を返還する場合、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

Q 平日以外の土・日・祝日に宣誓はできますか？

A 原則、市役所開庁時間（年末年始を除く平日8時45分～17時30分）のみ受け付けています。宣誓ほか各種の手続きで開庁時間内に来庁が難しい等の事情がある場合は、ご相談ください。

Q 引っ越しをしたときに手続きは必要ですか？

A 転出により、お二人とも網走市民ではなくなる場合は返還または継続申請の手続きが必要です。7ページまたは8・9ページをご確認ください。

網走市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和7年4月発行

東オホーツク定住自立圏(事務局:網走市)

〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地
TEL:0152-67-5380(直通) FAX:0152-43-5404
(受付時間:平日8時45分～17時30分 年末年始除く)
E-mail:ZUSR-KS-KIKAKU-KIKAKU@city.abashiri.hokkaido.jp